



厚生労働省

長崎労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare
Nagasaki Labour Bureau

長崎県内の社会福祉施設における 労働災害防止対策及び関係法令の改正について

長崎労働局労働基準部健康安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan
Nagasaki Labour Bureau

1

労働災害 防止対策

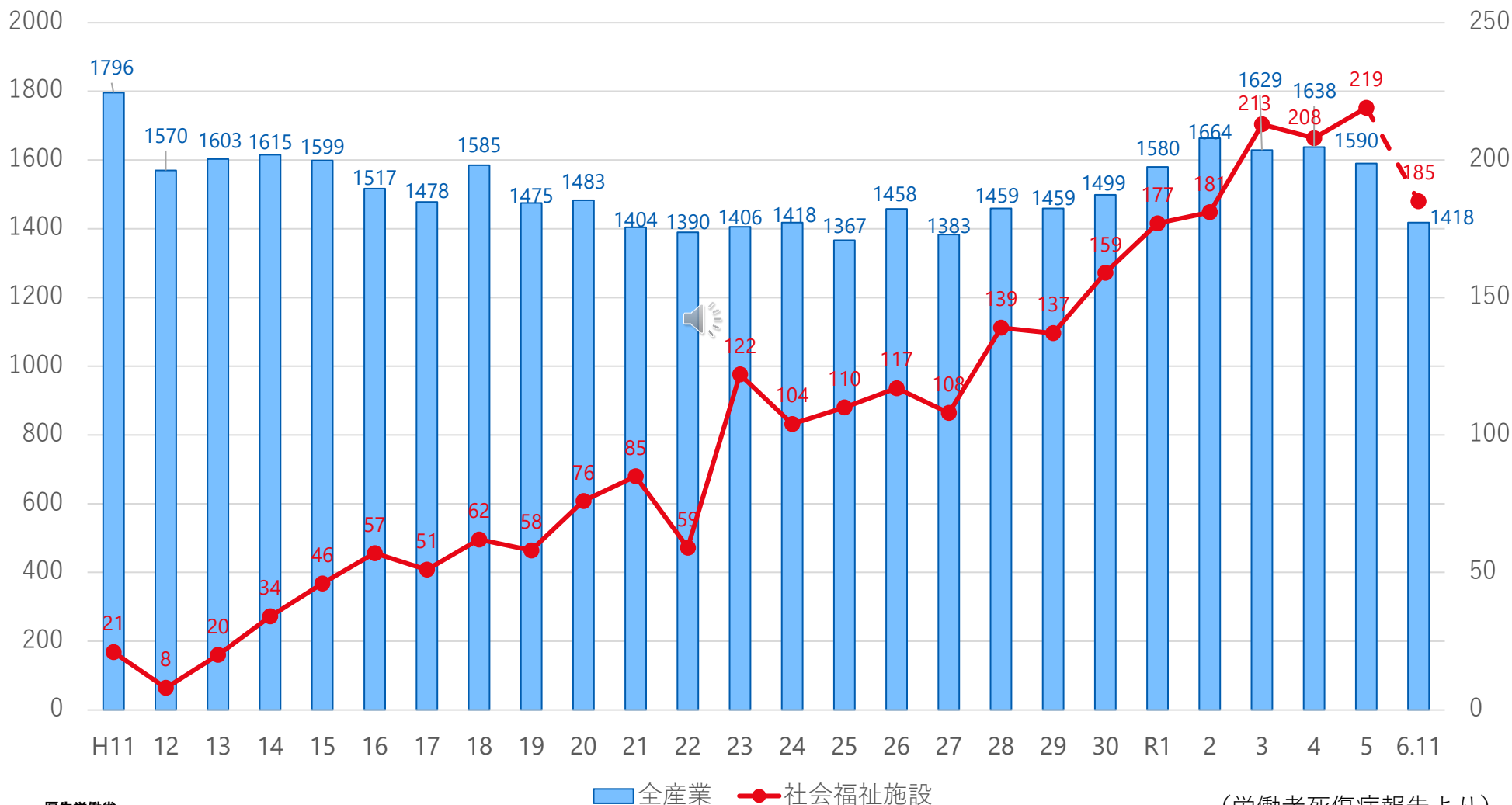
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
長崎労働局

長崎県内の社会福祉施設における労働災害発生状況について

(1) 死傷災害発生状況（全産業、社会福祉施設）（令和6年11月末現在）

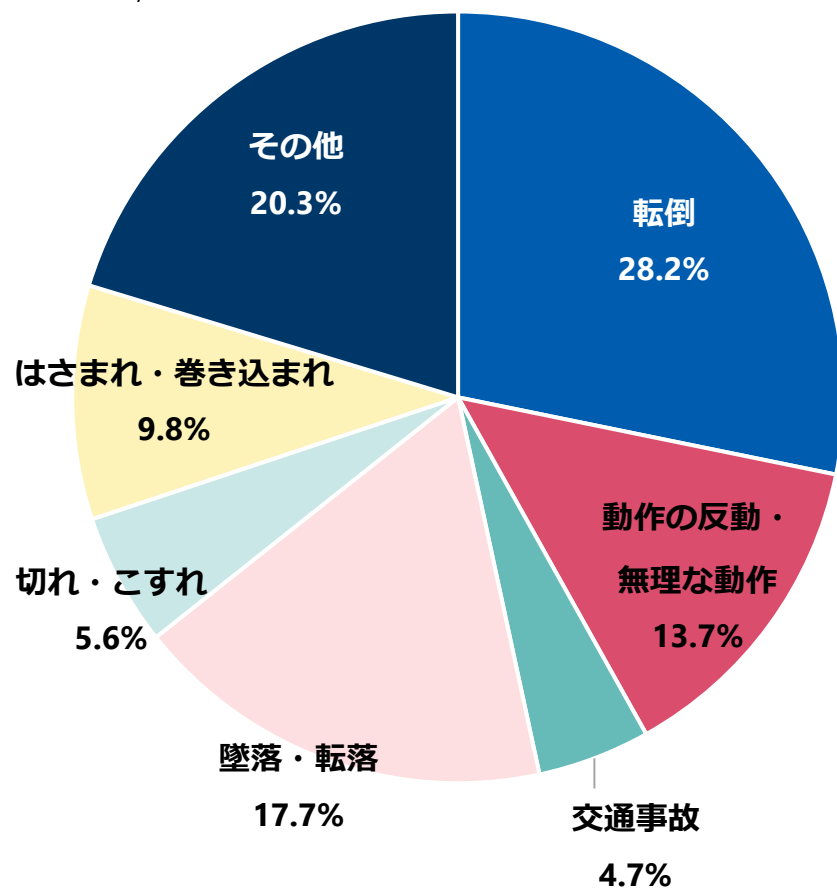


長崎県内の社会福祉施設における労働災害発生状況について

(2) 事故の型別労働災害発生割合

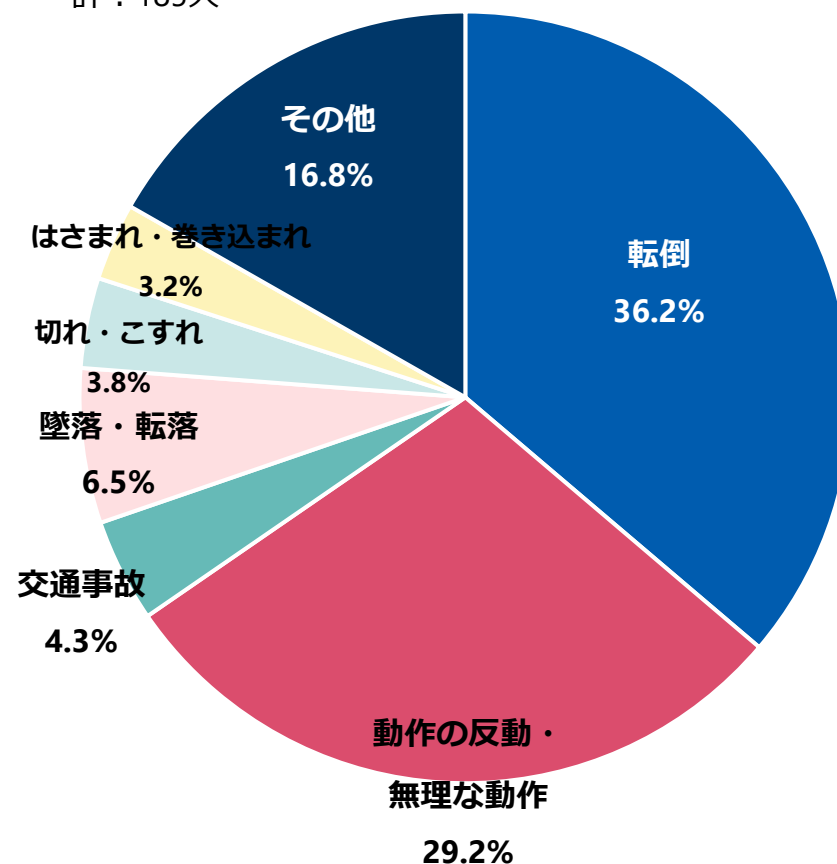
令和6年11月（全業種）

計：1,418人



令和6年11月（社会福祉）

計：185人

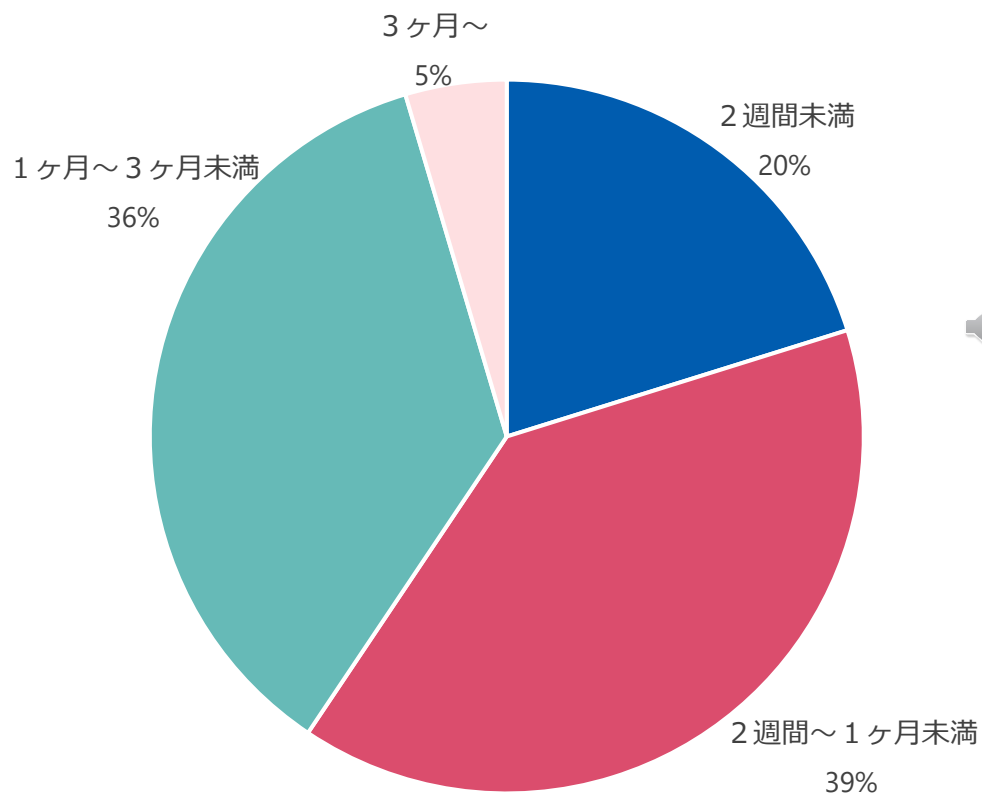


（労働者死傷病報告より（**新型コロナ**り患分を除く））

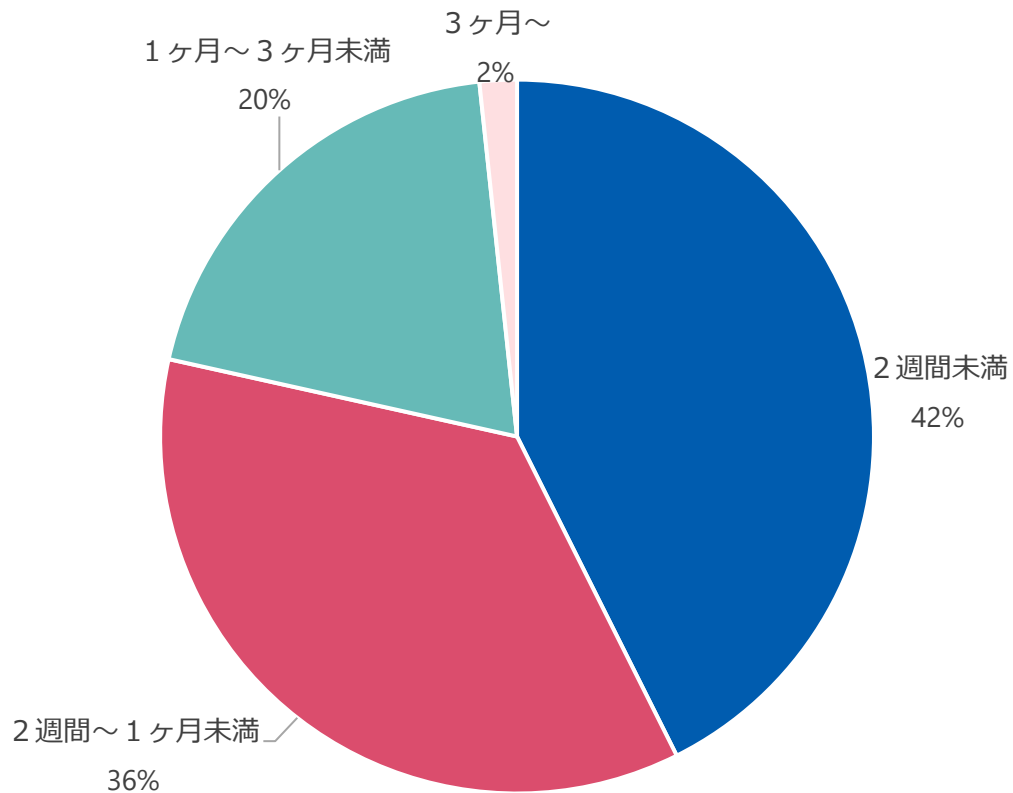
長崎県内の社会福祉施設における労働災害発生状況について

(3) 事故の型別休業日数別労働災害発生割合（令和6年11月末現在）

転倒災害における休業見込み別



動作の反動等における休業見込み別

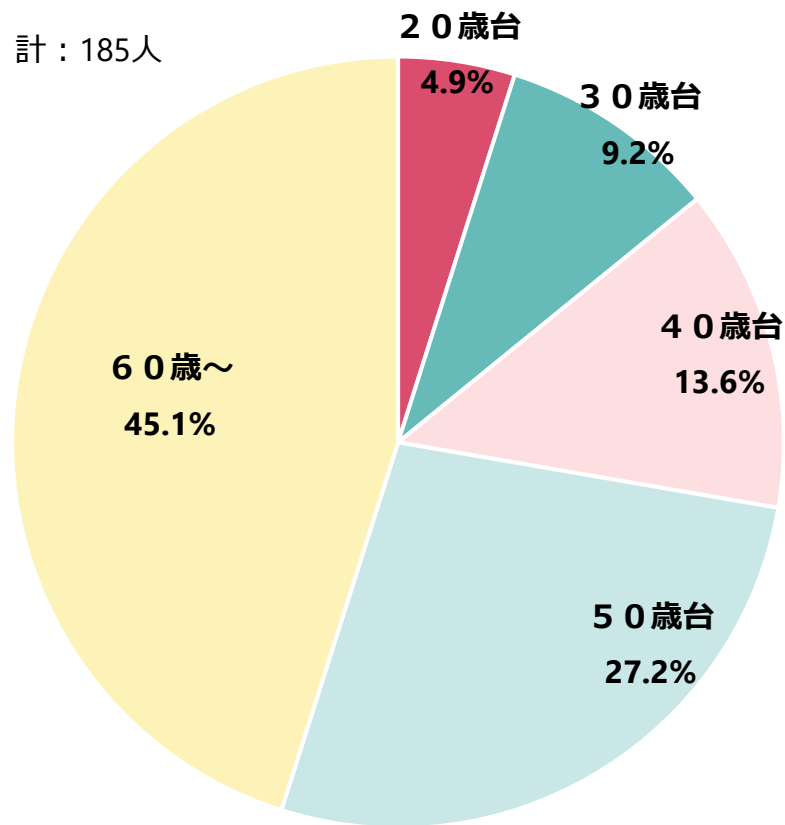


(労働者死傷病報告より)

長崎県内の社会福祉施設における労働災害発生状況について

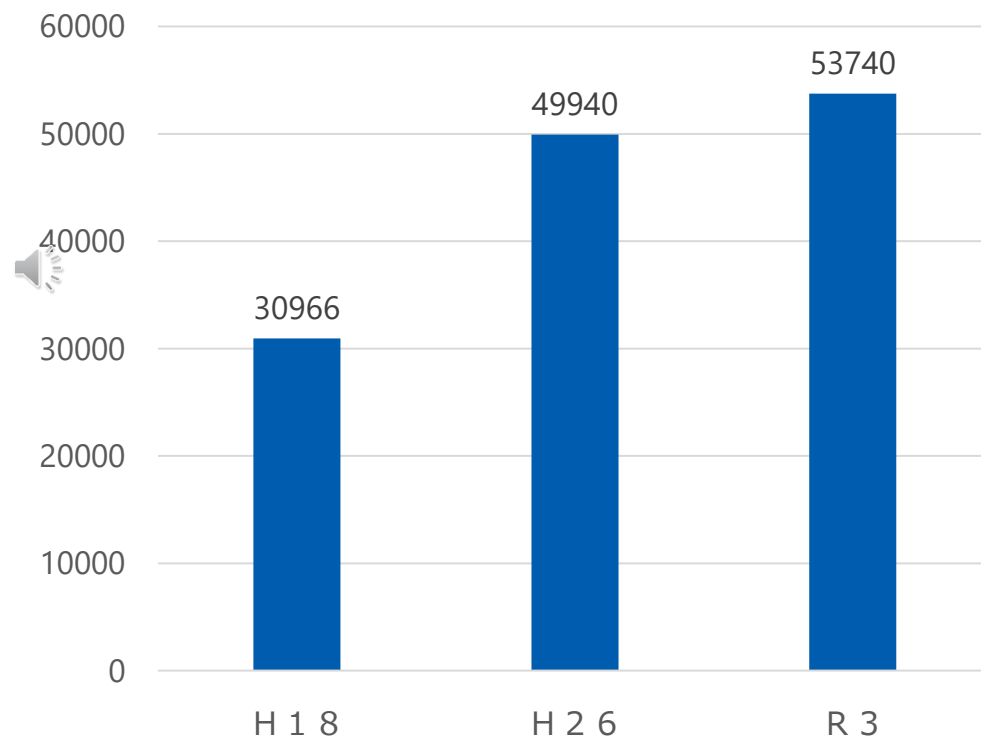
(4) 年代別労働災害発生割合

令和6年11月（社会福祉施設）



（労働者死傷病報告より（**新型コロナウイルス**患分を除く））

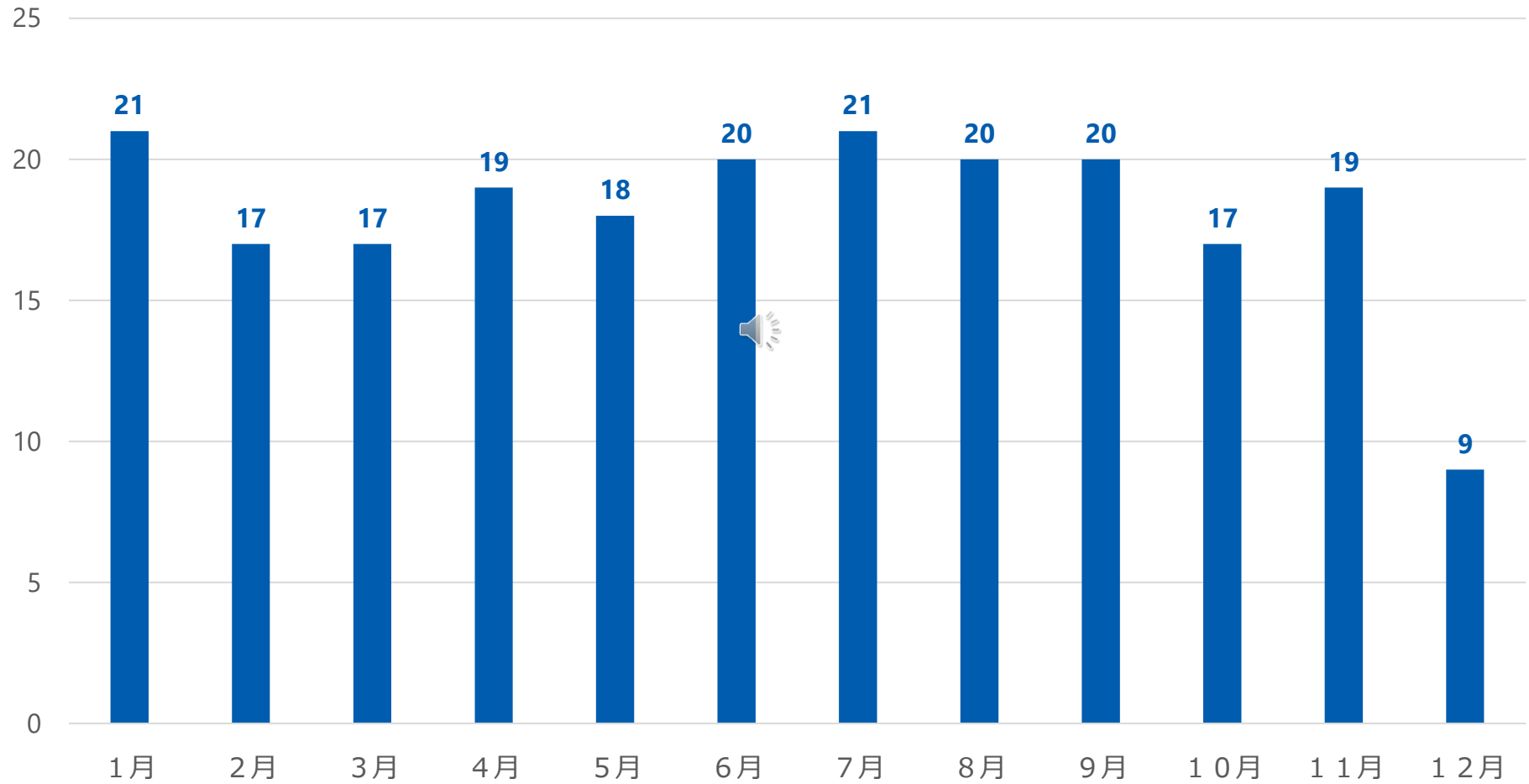
適用労働者数の推移（社会福祉）



（総務省統計局経済センサスより）

長崎県内の社会福祉施設における労働災害発生状況について

(5) 令和6年における月別・労働災害発生状況



社会福祉施設における労働災害防止対策

(1 - 1) 転倒防止対策事例



- 利用者の方の運動機能の向上を目的として設置されたレッドコードですが、職員からの要望により利用者の利用時間外について職員も利用可能としています。



- 敷地内で転倒しやすい箇所は目立つよう端部にテープを貼っています。

* 長崎県介護施設プラスSAFE協議会構成員
(社会福祉法人のぞみ会 のぞみの杜) にて写真撮影

社会福祉施設における労働災害防止対策

(1-2) 転倒防止対策事例



- お風呂上りの出入口に容易にめくることがないマットを敷き、利用者様、スタッフともに転倒リスクの低減に努めています。

* 長崎県介護施設プラスSAFE協議会構成員
(社会福祉法人杏寿会) にて写真撮影



- 転倒するおそれがある箇所に転倒対策のステッカーを貼り、関係労働者に周知・啓発を図っています。

社会福祉施設における労働災害防止対策

(2-1) 腰痛防止対策（ノーリフトケア）



- ・ 介護レベルが高く、自立歩行の困難な利用者を車椅子へ移乗する際に使用しているもの。

* 長崎県介護施設プラスSAFE協議会構成員
(社会福祉法人のぞみ会 のぞみの杜) にて写真撮影

(使用イメージ)



- ・ 椅子に座っている利用者に介護機器を近づけ、先端の持ち手を握らせ、介護機器の脇の下のアーム部が体を包みこむように持ち上げてくれます。利用者は腰が浮いた状態となるので、車椅子への移乗が容易になります。

社会福祉施設における労働災害防止対策

(2-2) 腰痛防止対策（ノーリフトケア）



- 利用者に座ってもらい、浴槽をまたぐ必要のないもの。（以前は介護者2名で対応していたが、本設備で負担軽減につながっているもの。）



- 利用者に横になってもらい、浴槽が上下することで入浴できるもの。

* 長崎県介護施設プラスSAFE協議会構成員
(社会福祉法人杏寿会) にて写真撮影

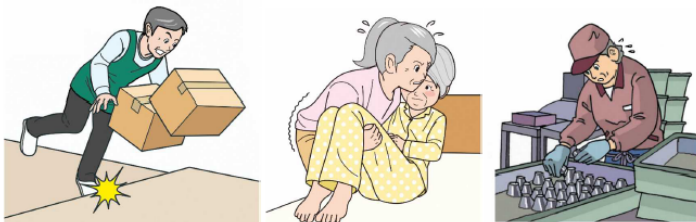
社会福祉施設における労働災害防止対策

(1) エイジフレンドリーガイドライン

エイジフレンドリーガイドライン (高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

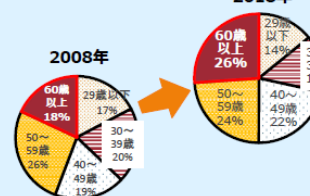


働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%(2018年)で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

<年齢別死傷災害発生状況(休業4日以上)>

2018年

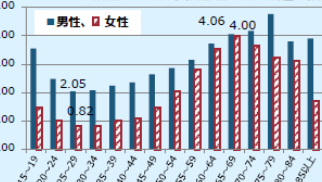


高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

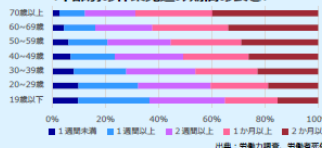
体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>

※労働者1000人当たりの死傷災害(休業4日以上)の発生件数



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



ガイドラインの概要

1 安全衛生管理体制の確立

→経営トップによる方針表明と体制整備

→リスクアセスメントの実施

2 職場環境の改善

→職場環境の改善(照度、段差の解消、手すり設置、作業姿勢の改善、休憩場所の確保、通気性の高い服装への変更、作業に応じた靴の選定、標識による注意喚起、ノーリフトケアなど)

3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

→健康診断、転倒等リスク評価セルフチェック票等

4 高齢労働者の健康や体力状況に応じた対応

→労働時間の短縮、深夜業の回数の減少、作業転換

5 安全衛生教育

→高齢労働者に対する教育(高齢労働者に特化したリスクを理解してもらい、分かりやすい資料で説明するなど)

社会福祉施設における労働災害防止対策

(2) エイジフレンドリー助成金

中小企業事業者の皆さまへ

令和6年度(2024年度)版

「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

この補助金は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会(以下「コンサルタント会」という。)が補助事業の実施事業者(補助事業者)となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

■ 高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

補助金申請受付期間 令和6年5月7日～令和6年10月31日

	① 高齢労働者の労働災害防止対策コース	② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	③ コラボヘルスコース
対象事業者	・ 労災保険に加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を実施していること ・ 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること ・ 高齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用している ・ 対象の高齢労働者が補助対象に係る業務に就いている	・ 労働者を常時1名以上雇用している(年齢制限なし)	
補助対象	・ 1年以上事業を実施している事業場において、高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費(機器の購入・工事の施工等)	・ 労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費	・ 事業所カルテや健康スクアリングレポートを活用したコーポヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費
補助率	補助率: 1/2	補助率: 3/4	
補助上限額	上限額: 100万円 (消費税を除く)		上限額: 30万円 (消費税を除く)

※注意事項※

- ・ 複数コース併せての上限額は100万円です。
- ・ 複数コースでの申請の場合は、希望コースをまとめて申請してください。
- ・ この補助金は「事業場規模」「高齢労働者の雇用状況」「対策・取組の内容」等を審査の上、交付を決定します。
- ・ 全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

【参考】対象となる中小企業事業者の範囲

業 種		常時使用する労働者数 ※1	資本金又は出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉(※2)、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会



○エイジフレンドリー補助金の概要

1 対象企業

→中小企業(詳細はパンフレットのQRコード参照)

→「高齢労働者の労働災害防止対策コース」では60歳以上の労働者が1名以上在籍していること。それ以外のコースでは労働者がいれば対象

2 高齢労働者の労働災害防止対策コース

→段差の解消、手すりの設置、高所作業台の設置(2m未満のものに限る。)、ハンドリフト、ヒップガード、床面のソフト化、入浴介助用の機器など

3 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース

→スポーツクラブのインストラクターによる運動指導

4 コラボヘルスコース

→事業者と医療機関と健保協会等と連携し、健康診断の結果に基づき栄養・保健指導



次年度も助成金は続く可能性が高いので、早めにご検討ください。

2

局の取り組み

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
長崎労働局

局の取り組み

(1) 長崎県介護施設プラスSafe協議会

「+ Safe協議会」とは令和4年度に長崎労働局に設置された協議会のことです。「小売業+ Safe協議会」と「介護施設+ Safe協議会」があります。

「+ Safe協議会」は、協議会構成員の安全衛生に対する意識啓発と自主的な安全衛生活動の定着を図るとともに、構成員が長崎県内の安全衛生に対する機運醸成を推進することを目的としています。

開催の都度、協議会の状況を長崎労働局ホームページに掲載していますので、確認いただければと思います。



長崎県介護施設+ Safe協議会



局の取り組みについて

(2-1) 長崎ゼロ災運動について



運動期間 令和6年7月1日～令和6年12月31日

目 標 運動期間内 ①労働災害ゼロ
②業種ごとの選択目標

参加申込 令和6年10月31日まで

結果報告 令和7年1月1日～令和7年1月20日

全員ゼロ災運動参加で、安心・安全な職場づくりを行いましょう!



長崎労働局 アクションZERO

検索

主催:長崎労働局 各労働基準監督署

(概 要)

運動期間：令和6年7月1日～12月末

目 標：期間中の「無災害」

+

「業種ごとの選択目標」

申 請：WEBより（携帯又はパソコン）

メリット：達成証の交付、HPの掲載及び



令和7年度も実施予定!
参加お待ちしております!!

局の取り組み

(2-2) 長崎ゼロ災運動（社会福祉施設のみ抜粋）

参加事業場	住所
社会福祉法人優輝会	長崎市
社会福祉法人山陰会	南島原市
社会福祉法人山陰会 普賢学園	南島原市
社会福祉法人山陰会 ディサービスたすかる	南島原市
社会福祉法人幸生会 指定障害者支援施設島原療護センター	島原市
特別養護老人ホーム うんげんの里	雲仙市
地域密着型特別養護老人ホームまゆやまの里	島原市
特別養護老人ホーム あけぼの荘	南島原市
ケアハウスあけぼの	南島原市
グループホームあけぼの	南島原市
介護老人保健施設 つつじの郷	佐世保市
社会福祉法人生月福祉会 なごみ	平戸市
特別養護老人ホーム 生寿園	平戸市
就労継続支援 B 型事業所 松浦ひかり工房	松浦市

3



化学物質法改正

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
長崎労働局

化学物質法改正

(1) 概要

(背景)

- 国内で使用されている化学物質は数万種類あると言われており、その中には危険性や有害性が不明な物質も多く含まれています。平成30年における化学物質による休業4日以上労働災害は、特定化学物質障害予防規則等の規制対象外の物質による労働災害が約8割を占めている状況にあります。（右図参照）

	件数 (平成30年)	障害内容別の件数(重複あり)		
		中毒等	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質	77 (18.5%)	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特別規則以外のSDS 交付義務対象物質	114 (27.4%)	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
SDS交付義務対象 外物質	63 (15.1%)	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できて いないもの	162 (38.9%)	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416	68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)



Point

01

化学物質のラベル表示が大幅追加
674（改正前）⇒約2,900へ

Point

02

労働者の暴露防止・暴露濃度を基
準値以下へ

Point

03

適切な保護具の使用（マスク、不
浸透性の手袋など）

化学物質法改正

(2) 改正のPoint 1

- 事業所内で「**業務用**」の洗剤・洗浄剤、消毒、漂白剤などを使用している場合は下記のようなラベルが表示されていないか確認しましょう。なお、今回の法改正は生活に供するものは対象外となっています。



ラベル表示がなされている例



市販のものは対象外
(表示なし)



化学物質法改正

(3) 改正のPoint 2

- リスクアセスメントの実施（手法は「職場のあんぜんサイト」を参照）



①本質的安全対策
(代替化)

②衛生工学的対策
(局排など)

③管理的対策
(作業手順改善、
立入禁止など)

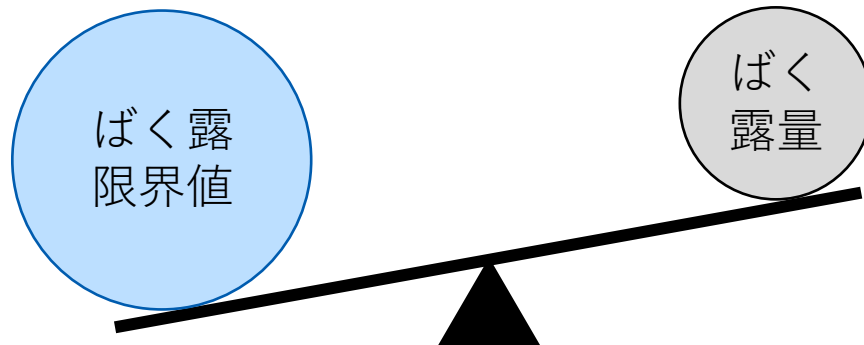
④保護具

- 濃度基準値が設定された物質について、ばく露を基準値以下とする（法改正）

①実測値と濃度基準値を比較する。

又は

②クリエイト・シンプル（リスクアセスメントの手法の一つ）においてばく露濃度を推定する。



化学物質法改正

(4) 改正のPoint 3

- リスクアセスメントを行い、残留リスクから保護具着用管理者が適切な保護具を労働者に使用させる必要があります。(法改正)
- 防じんマスク
- 防毒マスク(有機ガス用、ハロゲンガス用、アンモニア用、亜硝酸ガス用など)



国(令〇〇)検
第〇〇号
(商品名等)

